

令和6年度

船員労働災害防止 優良事業者募集！

優良事業者の認定は “安全性の証”

募集期間

令和6年5月15日（水）～6月28日（金）
（※消印有効）

募集対象

優良
事業者
（1級）

- ・過去5年間 継続して無違反
- ・過去5年間災害・疾病の発生状況が基準内
※新型コロナウイルス感染症（令和5年5月7日以前に感染したもの）を除く。
- ・2級に認定



Step Up

優良
事業者
（2級）

- ・過去3年間 継続して無違反
- ・過去3年間災害・疾病の発生状況が基準内
※新型コロナウイルス感染症（令和5年5月7日以前に感染したもの）を除く。



船員労働災害防止優良事業者 認定制度

優良事業者になると

- ・認定証が交付されます
- ・国交省ホームページや専門紙等に公表・周知されます
- ・認定ロゴマークが使用できます
- ・船員職業安定業務窓口等に提出する求人票に優良事業者であると記入することができ求職者へのアピールが可能です

認定は **3年間**有効

認定申請方法等

船員労働災害防止優良事業者の認定を申請をする方は以下の書類を最寄りの地方運輸局等に提出（メール、郵送、持参）してください

- ・認定申請書
- ・安全衛生チェックリスト（1部は本紙が必要）

※申請書類のデータはこちら（地方運輸局等の窓口にもございます）

https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr4_000018.html

お問合せ先

国土交通省海事局船員政策課労働環境対策室 TEL：03-5253-8652
e-mail：hqt-senin@mlit.go.jp

申請・お問合せ先

各地方運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課

※九州運輸局については船員労働環境課、沖縄総合事務局については船舶船員課